

平成21年 5月25日現在

研究種目：若手研究（スタートアップ）

研究期間：2007～2008

課題番号：19830017

研究課題名（和文） 日本の銀行業の近代化ーリスク・マネジメントの展開過程ー

研究課題名（英文） The Modernization of Banking in Japan
: The Development of the Risk Management

研究代表者

邊 英治 (HOTORI EIJI)

横浜国立大学・大学院国際社会科学研究所・准教授

研究者番号：50432068

研究成果の概要：本研究では、日本の銀行業の近代化について、従来着目されることのなかったリスク・マネジメントの展開過程という観点から検討を行った。検討の結果、日本の銀行業の近代化は、明治維新期の大蔵省銀行検査を槓杆にして、増資金の裏付け、西洋式簿記の導入、銀行役員の高額報酬の削減、検査対応といった primitive なレベルから進展し始め、貸出分散や増益方法の模索等へと発展し、大正期にはポートフォリオ・マネジメントや支店監督体制等が定着し始めるという形で進んだことが、国立銀行（第十五等）や普通銀行（第八十五等）の一次史料ベースで、具体的に明らかとなった。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	790,000	0	790,000
2008年度	810,000	243,000	1,053,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,600,000	243,000	1,843,000

研究分野：日本金融史

科研費の分科・細目：経済史

キーワード：金融史、経済史、近代史、大蔵省銀行検査

1. 研究開始当初の背景

(1) 近年、日本経済史の分野では、近代日本のあり方を再評価する潮流がある。例えば、中林真幸『近代資本主義の組織 製糸業の発展における取引の統治と生産の構造』東京大学出版会（2003年）は、これまで零細性や低賃金の側面が強調され、後進的・否定的に位置づけられてきた日本の製糸業について、工場規模の拡大（動力の転換）や従業員福祉の

充実化といった側面を強調し、近代化の側面を有するものであった、と先進的・肯定的に再評価する意欲作といえる。

(2) このような研究動向を念頭におくと、日本金融史の分野においても、独占の進展（銀行合同の進展）といった古くからある問題関心からだけでなく、近代化・西欧化の進展という問題関心からの研究も存在してよい

ように思われる。しかしながら、銀行業の近代化という問題関心からの先行研究は、管見の限り見いだすことはできない。例えば、本研究とやや関連すると思われる石井寛治『近代日本金融史序説』東京大学出版会(1999年)においても、日本の銀行業の近代化・西欧化の進展について、正面から検討は行われていないのである。

(3) したがって、本研究は、日本金融史の先行研究では事実上関心がもたれなかった、日本の銀行業の近代化・西欧化という問題関心に基づいている点に特長があるといえる。

2. 研究の目的

(1) 上述の研究開始当初の背景で述べたように、本研究は、日本の銀行業を、近代化・西欧化という日本金融史研究上は新しい問題関心から再検討するものである。

(2) 製造業の場合、近代化の進展は、例えば、機械制大工場の成立・進展(動力の蒸気機関化や電化、自動化)をトレースすることで考察できるが、金融業・銀行業について、製造業と同様の視点から検討しても、少なくとも近代化の進展という観点からはあまり意味がない。

(3) ここに、リスク・マネジメントの展開という新たな観点から、日本の銀行業の近代化過程とその歴史的特質を独自に検討する本研究の独創性がある。

(4) 本研究を通じて、日本の銀行業の近代化の展開プロセスが明らかとなれば、近代日本の実態に関する議論に学術的に貢献し、近代日本経済が急速に発展していった要因に関する議論にも寄与することができる。

(5) 日本の銀行業の近代化を、リスク・マネジメントの展開という観点から、監督当局(大蔵省・日本銀行)によるプルーデンス監督の形成との関わりの中で、具体的に検討することで、日本の銀行業の近代化の歴史的特質を明らかにすること。それが本研究の目的である。

3. 研究の方法

(1) 研究年度1年目は、研究の基礎的前提として必要不可欠な一次史料の収集及び基礎的データの整備に重点をおきつつ、研究を進

めた。

(2) 一次史料の収集については、国立銀行の検査史料を含む東京大学総合図書館国際資料室所蔵の「大隈文書」(マイクロフィルム)を中心に、埼玉県立文書館・群馬県立文書館・秋田県公文書館などの各公文書館所蔵の行政文書や銀行からの寄贈史料(例:埼玉銀行寄贈史料)などをできる限り、幅広く渉猟した。

(3) 一次史料以外の資料収集・整備も進めた。例えば、日本金融史資料をはじめとする各種資料の収集と銀行業のリスク・マネジメントに関わる部分のピックアップを行った。

(4) 収集した史料・資料については、パソコンへのデータ入力を順次行った。統計的なデータ、数値化可能なデータは、マイクロソフトの統計ソフトである excel へ、数値化が困難な定性的なデータについてはマイクロソフトの文書作成ソフトである word への入力を行っていった。

(5) データ入力を終えたものから、順次、分析を進めた。分析の際には、貸出分散の成立、ポートフォリオの形成、支店監督の成立、銀行事務の西欧化(ディスクロージャーの充実化)といった銀行業のリスク・マネジメントの展開過程を明らかにすることに焦点をあわせた。

(6) 研究年度2年目は、研究の取り纏めを行うことを念頭におきつつ、史料収集、資料整備、資料分析、研究発表など、前年度の研究を継続しつつ、発展させていった。

(7) まず、一次史料の収集については、前年度の作業を継続した。また、分析が進展するにつれて、当時の日本の銀行業の近代化の特色をよりいっそう明確にする必要が生じた。そこで、当初の日本の銀行業のモデルとされた同時代のアメリカ国法銀行のリスク・マネジメントの実態を明らかにするため、アメリカ国立公文書館に所蔵されている国法銀行に対する銀行検査(OCC検査)史料の収集も補完的に行った。

(8) 収集した史料・資料の分析の前提となるパソコンへのデータ入力作業も継続し、分析に堪えうる状況に各種データベースを仕上げた。

(9) 分析については、本研究のテーマである銀行業のリスク・マネジメントの展開過程を明らかにすることに焦点をあわせつつ進めた。その分析から得られた研究成果とその内

容については、項目4以下に具体的に記すこととしたい。

4. 研究成果

(1) 本研究の大きな成果として、明治前期の日本の銀行業の近代化の実態が明らかとなった点をあげることができる。具体的には、第二十六国立銀行、第三十二国立銀行、第十六国立銀行、第十五国立銀行の一次史料に基づき、検討を行っている。

(2) 大阪府に位置する第二十六国立銀行は、明治11年(1878年)、大蔵省による銀行検査を受けた。検査のなかで、同行は、①粉飾会計(池田家からの預金を資本金として計上)、②ガバナンスの機能不全(重要な経営情報が銀行役員間で共有されず)、③アカウントビリティ意識の欠如(証書類の準備不足、説明内容・書類が不明瞭)、④不適切な検査対応(検査官への虚偽の回答、書類提出期日の引き延ばしなど)、⑤経営者の希薄な責任意識(粉飾会計が行われた責任を大蔵省や池田家へ転嫁)、⑥政治力の濫用(大阪府知事の権力を利用して検査結果のみ消しを画策)といった経営上の問題を抱えていることが明らかとなり、減資を行うことが要求された。

(3) 同じく大阪府に位置する第三十二国立銀行は、明治11年(1878年)、大蔵省による銀行検査を受けた。検査のなかで、同行は、①帳簿の記載漏れ(7月より諸帳簿の記入がストップ、そのまま「等閑」にされていた)、②増資金の入金不足(「増株金」の内、5~10万円が入金不足)、③隠れた借金(「他ヨリ借入金」が、10万円余り存在)、④不良債権問題(平瀬頭取関係の貸付金5万円などが「損失ノ恐れ」といった経営上の問題を抱えていることが明らかとなり、その責任を取る形で、白木保三が辞任に追い込まれた(事実上の更迭)。

(4) 岐阜県に位置する第十六国立銀行は、明治11年(1878年)、大蔵省による銀行検査を受けた。検査のなかで、同行は、①現金有高の不足(株主への「一時」貸付に伴う記帳を行っていないことが発覚)、②準備金不足(増資金の大半を貸付等に回した結果、準備金が不足)、③検査に非協力的(帳簿の担当者が、「病氣之趣ニテ」出勤せず)、④架空の預金計上(全く入金していない預金を計上)、⑤架空の準備金計上(名古屋へ送った1万円などを「全ク保護預ケ同様」として準備金に算入)、⑥資金繰りに余裕なし(支払準備

不足の金融機関は、銀行とは言い難いのでは)といった経営上の問題を抱えていることが明らかとなった。

(5) 東京府に位置する第十五国立銀行は、明治10年(1877年)、大蔵省による銀行検査を受けた。検査のなかで、同行は、①役員数が「冗多」(他の銀行と異なり、政府貸付メインで事務が簡易であるにもかかわらず)、②学校への「差出金」(学校への差出金は、株式会社たる国立銀行の「主意」に反している)、③役員報酬が「過當」(一般向けの貸付業務を行わず、営業の苦勞も少ないにもかかわらず)、④宮内省による「検査」(検査の権限をもつのは大蔵省のみであり、宮内省検査は銀行条例違反)といった経営上の問題を抱えていることが明らかとなり、主要な役員の報酬の2~3割カットが要求された。

(6) 以上の検討から、草創期の日本の銀行業(国立銀行)は、概してprimitiveなレベルで経営上の問題を抱えており、近代的銀行業とはかけ離れたものであったことが、一次史料レベルで明らかとなった。さらに、大蔵省銀行検査を通じて、銀行経営の近代化が図られつつあったことも、史料によって裏付けられたのである。リスク・マネジメントの観点からみれば、まずは銀行経営にかかわるオペレーショナル・リスクの改善に重点が置かれていたといえよう。もちろん、第三十二国立銀行の事例のように、クレジット・リスクの改善が図られたこともあった。

(7) このような近代化の誘導は、大正前期までには、一定の成果をあげることとなる。埼玉県に位置する第八十五銀行は、大正5年(1916年)、大蔵省による銀行検査を受けた。検査のなかで、同行は、①不良債権処理の促進、②支店監督体制の強化(行内支店監督制度の導入)、③内部統制機構の整備(行員配置の改善)、④コーポレート・ガバナンスの強化(取締役会決議録の作成等)といった経営改善を行うことが要求された。同行は速やかにそれらの要求に最大限対応し、6ヶ月に1回のペースで支店実地検査を行うなど、リスク・マネジメントの改善を実施している。不良債権処理や支店監督といったレベルの経営問題が、大蔵検査においてクローズアップされ、それに銀行側が速やかに対応していることは、当時の銀行業の近代化(リスク・マネジメントの展開)がある程度進展して、primitiveな段階を脱しつつあったことを示唆している。

(8) 結論的には、日本の銀行業の近代化は、リスク・マネジメントの展開過程という観点からみると、大蔵省銀行検査を槓杆にして、

primitive なレベルから徐々に発展していったということができよう。もちろん、その背景には、銀行経営者自身のリスク・マネジメントへの理解・努力があいまっていていうまでもない。

(9) 最後に、このような日本の銀行業の近代化は、国際的にみてどのような特色があったのかという点について、考察することで結びにかえたい。日本の国立銀行のモデルとなったアメリカの国法銀行のリスク・マネジメントの実態について、若干の一次史料に基づいて試みにみてもみると、1870年代の国法銀行では、既に canal company などへの投融資の不良債権化や事業会社の社長と銀行役員との癒着といった事柄が、アメリカ通貨監督局（OCC）による銀行検査において、経営問題となっていた。日本で事業会社と銀行との癒着が経営問題として顕在化するの、1920年代のことである。その意味で、草創期の日本の国立銀行の近代化度合いが primitive なレベルにとどまっており、大正期にかけて徐々に発展していくという本研究の結論は、国際比較の点からも妥当なものということができよう。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計3件)

- ①邊英治、「草創期における第十五国立銀行と大蔵省銀行検査—1877～82年—」、『地方金融史研究』、40、2009年、査読無。
- ②邊英治、「西南戦争後における銀行経営問題と大蔵省銀行検査—1878～85年、第二十六国立銀行を中心に—」、『エコノミア』、59(1)、59～84、2008年、査読無。
- ③邊英治、「明治維新时期における大蔵省銀行検査—日本の銀行業の近代化—」、『エコノミア』、58(2)、1～24、2007年、査読無。

[学会発表] (計3件)

- ①邊英治、「プルーデンス監督の形成—大蔵省銀行検査を中心に—」(金融史パネル「危機と革新の金融史—1920年代、30年代の日本—」、日本金融学会2009年度春季大会、2009年5月16日、東京大学。
- ②邊英治、「草創期における国立銀行と大蔵

検査—第十五・二十六・三十二国立銀行を題材に—」、地方金融史研究会、2008年11月28日、地方銀行会館。

- ③邊英治、「日本の銀行業の近代化政策—草創期国立銀行への大蔵検査を中心に—」、現代金融研究会、2008年7月26日、麗澤大学東京研究センター。

[その他]

- ①邊英治、「大蔵官僚の天下りと銀行業の近代化」、『PS JOURNAL』(日本図書センター)第13号、2008年。
(若手研究者の紹介として掲載された)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

邊 英治 (HOTORI EIJI)

横浜国立大学・大学院国際社会科学研究所
科・准教授

研究者番号：50432068

(2) 研究分担者

(3) 連携研究者